

グループ構成員の皆様に以下事項を伝え、グループとして徹底してください

事業実施の際は、マニュアルを理解したうえで着手してください。本事業で必要な事項が確認できない場合は、事業に着手しても補助金はお支払いできませんのでご留意ください。マニュアルは、各実施支援室のホームページからダウンロードできます。

長寿命型等実施支援室 <http://www.chiiki-grn-chojyu.jp/index.html>

高度省エネ型実施支援室 <https://www.kkj.or.jp/chiiki-grn-koudo/r01index.html>

重要事項 1

工事費等の支払いを証明する書類として、完了実績報告時に領収書の写し及び送金伝票等の写しを提出していただきます。従って、工事費の支払いは、現金手渡しではなく、金融機関等を利用することが必須となります。

領収書の写しとは

領収額、発行者(受注者)、発行先(発注者)、支払日が明記され、収入印紙に貼付け消印があり、施工事業者が建築主(売買契約による住宅は買主)に交付したものの写し

送金伝票等の写しとは

金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できる通帳、振込受付書(金融機関の受付印があるもの)、振込明細書、インターネットバンキングの入出金明細照会等の写し(施工事業者が金融機関を通じて建築主(買主)から支払いを受けたことが証明できるもの、または、建築主(買主)が施工事業者に金融機関を通じて支払ったことが証明できるもの)

重要事項 2

本事業の要件の確認として、現地で所定の時期に写真を撮影していただきます。必要な写真が揃わない場合は、要件が確認できないため補助金はお支払いできなくなりますので、施工事業者の方々にも写真撮影の方法を徹底して周知してください。

なお、以下の写真には、写し込む看板に採択通知番号の記載が必要です。施工事業者には、このお知らせと一緒に送付された採択通知の「採択通知番号」を必ずお伝えください。

- ・「着工前の現地写真」 (新築の住宅・建築物)
- ・「改修前の現地写真」 (改修する住宅)
- ・「着工直後の現地写真」 (新築の売買契約による住宅)

詳細は、「マニュアル第1章 4. 3 現地の写真撮影」「マニュアル第1章 別紙1、2」を必ず確認してください。

以上

長寿命型等実施支援室
高度省エネ型実施支援室